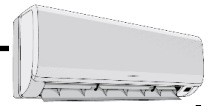


令和6年度



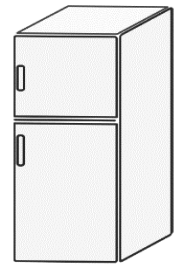
戸田市省エネ家電製品買換費補助金制度

環境への負荷の少ない省エネ家電製品への買換えを促進し、地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とした補助制度です。

| | |
|-----------|-----------------------|
| 受付期間※1 | 令和6年4月8日から令和7年2月28日まで |
| 購入及び設置日※2 | 令和6年4月1日から申請日まで |

※1 申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了となります。

※2 購入及び設置後の事後申請となります。



1. 対象者(次のいずれにも該当する方)

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 本人及び同一世帯員がこれまでに本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

2. 補助内容

| 補助対象機器 | 補助額 | 補助条件 |
|------------|--------|---|
| 電気冷蔵庫 | 1台につき | 日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率(目標年度2021年度)が100%以上であるもの |
| エアコンディショナー | 2万円を上限 | 日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率(目標年度2027年度)が100%以上であるもの |

※市内の店舗又は事業所において、上記期間内に購入(リース品及びサブスクリプションサービスを利用したものを除く。)し、かつ、設置したものであること。

※自らが居住する市内の住宅において使用していた既存の家電製品から同品目の省エネ家電製品に買換えたものであること。

※新品であること。

また、補助対象機器の補助条件(省エネルギー基準達成率)は、下記にて確認ができます。

- ・販売店
- ・省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)

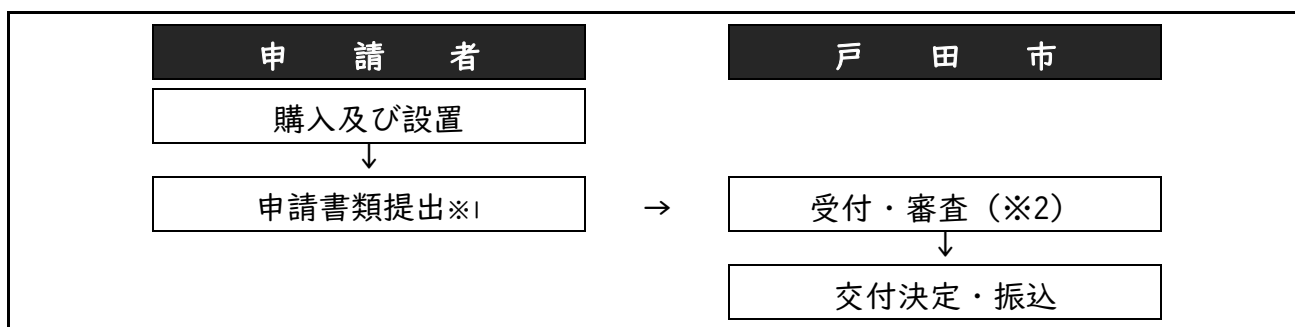
【省エネ型製品情報サイト】



こちらに記載されている達成率を確認



3. 補助金交付手続き



※1 書類は原則窓口にて提出となりますが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合のみ郵送でも提出可能となります。(書類の確認には5営業日程度お時間をいただきます。)また郵送の場合、不備の無い書類が環境課に到着した日を受付日とします(発送されてから到着までの間に予算が上限に達し受付不可能となる場合もございます。)

※2 審査で必要と認めるときは、職員が対象機器の設置場所に立入調査を行うことがあります。

【提出書類】

- ・ 戸田市省エネ家電製品買換費補助金交付申請書兼請求書
(作成の際は、記入例を必ず確認してください。印鑑(シャチハタ不可)が必要です。)
- ・ 補助対象機器の購入費に係る領収書及びその内訳書の写し
- ・ 省エネ基準達成率が確認できる書類の写し
- ・ 省エネ家電製品の製造事業者が発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- ・ 補助対象機器の購入製品設置に係る証明書(取付工事注文書、配送注文書、納品書等の設置場所及び納品日が分かるもの)の写し
- ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し
- ・ 設置後の省エネ家電製品のカラー写真
- ・ 市税を滞納していないことを証明する書類の写し(公簿等により確認できる場合は不要)
- ・ その他市長が必要と認める書類

※本人確認のため、申請者の**本人確認書類**(運転免許証やマイナンバーカード等)を持参してください。代理人が持参する場合は、申請者の本人確認書類の写しを持参してください。

4. 注意事項

- ・ 補助金は、同一システムにつき市が別に行う補助施策と重複して受けることはできません。
- ・ やむを得ず郵送で提出する場合や書類作成にあたり不明点がある場合、メールにて事前に記載内容を確認いたします。記入済み(押印前も可)の書類を下記メールアドレスに送付してください。

【提出先及び問い合わせ先】

戸田市環境課 環境政策担当(市庁舎3階31番窓口)
TEL: 048-441-1800(内線344・377)
FAX: 048-433-2200
Eメール: kankyo@city.toda.saitama.jp(※添付ファイルは10MBまで)
受付時間: 8:30~12:00, 13:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)
詳細は右記QRコードより戸田市公式ホームページをご確認ください。

【戸田市公式HP】

